

JTB グループ OB・OG 会 中国四国支部会則

設立：1982年4月1日
改訂：2009年4月1日
改訂：2015年7月9日
改訂：2017年7月10日
改訂：2018年7月17日
改訂：2019年7月16日
改訂：2024年7月18日

【 総 則 】

第1条 この支部会則は、JTB グループ OB・OG 会会則（1982年4月1日制定。以下「会則」という。）第31条の定めに準拠して中国四国支部内の事項を求める。

（注）JTBOB・OG 会の略称は「BOB 会」である。

【支部活動】

第2条 この支部は、JTB グループ OB・OG 会の目的を達成する会務に関し、支部の事業として次の活動を行う。

- （1）情報類の送付
- （2）支部ニュースの発行
- （3）親睦会の開催
- （4）同好会の推進
- （5）親睦旅行の実施
- （6）慶弔の表意
- （7）その他必要と思われる活動

2 前項4号に定めるこの支部の同好会は細則に表示するとおりとする。

【支部事務局】

第3条 この支部の事務局は、会則8条の定めにより、株式会社 JTB 事業基盤機能
人事チーム（広島駐在）内におく。

【所属の特例】

第4条 この支部は、会員の所属について会則9条の定めによる居住地を基準と
するほか、現役時において支部の管轄地域（従前の組織を含む）内に勤務した者も
対象とする。

【支部会計】

第5条 この支部は、会則10条の定めにより、本部の統括管理のもとに、第2条に
定める。

支部活動にもとづいて、事業収支の予算を編成のうえ、これを執行し、決算をする。

2 支出する金額は別途細則にて定める。

【会員総会】

第6条 この支部は、毎年1回、原則として7月に、支部の会員総会を開催する。

2 前項の定めのほか、第12条に定める支部の役員の過半数が必要と認めた時、または支部の会員総数の4分の1以上の会員から要望があったときには、臨時に支部の会員総会を開催する。

【支部役員】

第7条 この支部は次の役員をおく。

(1) 理事・・・若干名 (2) 監事・・・1名

【支部役員の選出及び任期】

第8条 支部の役員は、支部の会員総会で会員の中から選出し、理事の互選により理事のうち1名を支部長とするほか、必要により副支部長をおく。役員の任期は原則2カ年とする。必要があると認められた場合は理事会の承認を得て任期を変更できる。退任となった場合は理事会の承認を得て補充することが出来、その任期は前任者の残り任期とする。

【支部顧問】

第9条 この支部は、必要により顧問をおく。

2 支部顧問は、第10条に定める支部理事会の推薦により、支部長が委嘱する。

(注) 顧問には特に任期を設けない。

【支部理事会】

第10条 この支部は、第2条に定める支部活動に関して、支部内における会務の円滑な遂行を図るため、原則として年2回支部理事会を開催する。

2 事務局所在地の広島に於いて、理事会の開催月を除く月に、原則月に1回理事会の補完を目的とする作業部会を理事会小委員会として開催する。

【支部理事の担当指定】

第11条 支部長は、必要により会務区分による担当を指定する。

担当の会務区分は細則に定めるとおりとする。

【支部役員の職責】

第12条 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。また、本部理事として本部理事会に出席し、重要事項を審議する。

2 副支部長、理事は支部長を補佐し、第17条に定める支部幹事と協同して支部内の担当する会務の実務にあたるほか、支部理事会において主要事項を審議する。

【監 事】

第13条 監事は、支部の事業収支の状況を監査し、その結果を支部理事会および支部の会員総会に報告する。

2 監事は、支部理事会に出席して意見を述べることが出来る。

【支部の本部申請】

第14条 支部は、次に掲げる取扱いについて、支部理事会において議決し、これを本部に申請する。

- (1) 会則第12条に定める会費免除の取り扱い
- (2) 会則第14条に定める休会の取扱い
- (3) その他支部として必要と認める取扱い

【会員署名の集約】

第15条 支部は、会員の中に会則第16条の2項に「定める臨時総会の開催の要望があるときには、支部理事会において必要な会員署名を集約し、これを本部に報告する。

【資格喪失の確認】

第16条 支部は、会則第13条に定める会員の資格喪失に該当する者が生じた場合には、支部理事会に事情を調査のうえ本人の意思を確認し、これを本部に報告する。

【支部幹事】

第17条 この支部は事務局に幹事をおき、支部役員と協同して支部における会務の実務処理にあたる。

2 幹事は、株式会社 JTB 事業基盤機能人事チーム(広島駐在)人事担当マネージャー(中国四国統括)に委嘱する。
この場合、幹事の代行を指名することができる。

【その他】

第18条 この支部の細則(内規)は支部理事会において決定する。

— 支部細則（内規）—

*内規を変更する場合は支部理事会の承認事項

支部会則 第2条2に定める支部同好会は以下のとおりとする。

- (1) ゴルフ同好会（広島・岡山） (2) カラオケ同好会（広島） (3) 写真同好会（広島）
- (4) 萩往還ウォーキング同好会（山口） (5) 日帰り旅行会（岡山）
- (6) るるぶ広島会 (7) 街歩き会（山陰・広島）

支部会則 第2条2に定める金額を以下のとおりとする。

1. お悔やみの際の弔電・生花 … 会員本人のみ (JTB 社長名)

香典、10,000円（支部長名）

香典のお渡しは基本事務局からの送付を基本とするが、葬儀等に出席する役員及び会員に委託することもある。

2. 交通費 … 小委員会、支部の役務に出席する理事・幹事の交通費

理事会に出席する理事・幹事の交通費

総会に出席する会員の交通費

隣県3,000円（JR運賃が下回る場合はその実費）

他県5,000円

3. JTB グループ応援運動（旧お客様紹介運動）に報奨で供するナイスギフト

20万円毎1,000円 但し、(上限10,000円まで)

お客様紹介CPN（四半期毎） 紹介件数の1位3,000円

2位2,000円 3位2,000円

件数が同数の場合は金額によって順位づけをする。

4. 補助金

①設立年度 12名以上の同好会 … 20,000円

6名以上の同好会 … 10,000円

活動年度 参加者の人数制限なし（設立時と同額を支給）

②年度内の忘年会又は新年会 参加会員一人当たり300円

（ハガキ代等案内状に関する費用は支部負担）

5. 慶事「長寿お祝い」 … 3,000円分ナイスギフト

区分は暦年とし、（古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿、百寿）を

満年齢でその年にを迎える会員のうち会場参加者にお祝いする。

6. 本部行事への参加の際の補助 … 理事会承認

7. 関西支部行事・九州支部行事への参加の際の補助 …理事会承認
8. 細則(内規)に規定がないときは理事会にて決定する。

支部会則第11条に定める支部理事の担当は以下のとおりとする。

- (1) 山陰地区担当 (親睦担当兼務) (2) 岡山地区担当 (3) 四国地区担当
- (4) 山口地区担当 (親睦担当兼務) (5) 広島地区担当 (総務担当補助)
- (6) 広報・情宣担当 (経理担当補助) (7) 岡山地区親睦担当 (8) 四国地区親睦担当
- (9) 広島地区親睦担当 (10) 総務・経理担当
- (11) 女性会員活動・HP・SNS 担当 (12) 同好会統括担当

なお、会員増強は全員で取り組み、必要に応じて地域を統括する役員を置く。

2017年 7月10日作成
2024年 7月18日改訂
2024年11月 1日改訂
2025年 4月11日改訂
2025年 7月16日改訂